

# 仕 様 書

文化市民局 文化市民部  
くらし安全推進課

〔 担当 中村、田端 〕  
〔 電話 075-222-3193 〕

件 名	令和7年度飲食店等の客引き行為者数の調査の委託について
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
契 約 条 件	別紙1のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、くらし安全推進課の指示に従ってください。

(別紙1)

## 飲食店等の客引き行為者数の調査の方法等

文化市民局 文化市民部  
くらし安全推進課

〔担当 中村、田端  
電話 222-3193〕

### 1 委託業務名

飲食店等の客引き行為者数の調査の委託

### 2 契約期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日までの間

### 3 調査の概要

文化市民局文化市民部くらし安全推進課（以下「当課」という。）が指定する日時及び場所における居酒屋等の飲食店、カラオケ店等の客引き行為者数の調査を、目視により行う。

調査に当たっては、当課が指定した箇所ごとの客引き行為者数を、その指定する区分ごとに記録することとする。

### 4 調査箇所の総数

21箇所（別紙1-1から1-5まで参照）

### 5 調査員の配置数

10名以上（延べ人数）

#### (1) 祇園区域 2人以上（別紙1-1）

別紙1-1により指定する5エリア（注）に、調査員を2名以上配置する。

注 ① 四条川端エリア、② 縄手富永町エリア、③ 四条縄手エリア、④ 花見小路富永町エリア、⑤ 四条花見小路エリア

#### (2) 河原町区域 5人以上（別紙1-2）

別紙1-2により指定する10エリア（注）に、調査員を5名以上配置する。

##### 注 ア 河原町（2人）

⑥ 河原町三条エリア、⑦ 河原町六角エリア、⑧ 河原町蛸薬師エリア、  
⑨ 四条河原町エリア

##### イ 木屋町（3人）

⑩ 三条木屋町（三条小橋）エリア、⑪ 大黒橋～材木橋エリア、

- ⑫ 山崎橋～南車屋橋エリア、⑬ 蛸薬師橋～紙屋橋エリア、
- ⑭ 十軒屋橋～真橋エリア、⑮ 四条木屋町（四条小橋）エリア

**(3) 東洞院錦小路周辺区域 1人以上（別紙1-3）**

別紙1-3により指定する1エリア（注）に、調査員を1名以上配置する。

注 ⑯ 大丸北側エリア

**(4) 京都駅北側周辺区域 1人以上（別紙1-4）**

別紙1-4により指定する4エリア（注）に、調査員を1名以上配置する。

注 ⑰ 烏丸七条エリア、⑱ 烏丸木津屋橋エリア、⑲ 烏丸塩小路エリア、

⑳ 塩小路東洞院エリア

**(5) 西院地域 1以上（別紙1-5）**

別紙1-5により指定する1エリア（注）に、調査員を1名以上配置する。

注 ㉑ 西院駅周辺エリア

**6 調査を実施する日時**

12月5日（金）、6日（土）の午後6時から午後11時までの間に実施する。

実施日の詳細については、当課と受託者との間で協議のうえ決定する（雨天の場合は、順延するものとする。）。

**7 調査の対象及び方法**

**(1) 調査の対象**

風俗店以外の客引き行為及び客待ち行為を行う者

（勧誘行為及び勧誘待ち行為を行う者を除く。また、道路等の公共の場所（客引き行為等禁止区域に指定されている場所）において行う者のみならず、私有地（客引き行為等禁止区域に指定されていない場所）において行う者も含む。）

《参考》 客引き行為者の見分け方の一例

- ① 飲食店…前掛け（酒の銘柄等をプリントしたもの等）をしたり、メニュー表を所持したりしている。
- ② カラオケ店…黄色や赤色のカラフルなジャンパーを着用し、店名を記載した看板等を所持している。（宣伝のためだけに立っていることが明らかな等身大サイズの看板を持っている者やティッシュを配っている者を除く）
- ③ その他…携帯電話の利用申込み等について声かけをしている者や、商業ビルのテナントの化粧品店等の売り子については、説明用のチラシやサンプルを所持していたり、看板等を置いたり掲げたりしていることが多い。

なお、道路使用許可を取得しているからといって、客引き行為

について条例違反性がなくなるわけではないことについては留意されたい。

## (2) 調査の方法

ア 調査員は、担当のエリアを巡回し、① 午後6時台、② 午後7時台、③ 午後8時台、④ 午後9時台、⑤ 午後10時台の1時間ごとの客引き行為者数の累計を計数する。

イ 客引き行為者数の計数は、「居酒屋」、「カラオケ店」及び「その他」の業種ごとに計数する。

ウ 客引き行為者は、禁止区域内と禁止区域外のものを区別して計数する。

エ エリア内等からエリア外の客引き行為者を確認した場合は、当該客引き行為者については、直近のエリアの客引き行為者数として計数することとする。

## 8 調査前の準備（協議、実施計画の作成等）

### (1) 協議

受託者は、契約の締結後、調査の実施日等について、当課との間で協議を行うこと。

### (2) 実施計画の作成

上記(1)の協議の終了後、速やかに、各調査場所の実施日等を記載した「実施計画」（様式不問）を作成し、当課に提出すること。

### (3) 調査員に対する研修

受託者は、調査に従事する者に対し、事前に調査の実施について必要な教育を万全に行い、調査の目的、内容等について周知徹底させること。レクチャーを実施するに当たり、不明点等あれば、その都度当課に確認することとし、必要があれば、当課と協議のうえ当課の職員を講師として招へいすること。

## 9 調査報告書の提出方法等

### (1) 提出方法

「調査報告書」を作成し、DVD-Rに保存して当課に提出すること。

### (2) 提出期限

各月の調査を実施した最終の日から、それぞれ1週間以内

### (3) 様式

ア 当課が指定する様式（別紙2）に、① 実施日、② 天候、③ 調査箇所の番号、④ 指定区分ごとの客引き行為者数を記入し、電子データ（マイクロソフトエクセル）の形式により提出すること。

イ 実施区域の地図（別紙2）を作成し、調査区間ごとの客引き行為者数（指定区分ごと）を記入し、電子データ（様式不問）で提出すること。

## 10 委託料の支払

委託料の全部又は一部につき、前金払及び概算払は行わない。

受託者は、実施した調査報告書の確認を受けたのち、請求書等により委託料の支払を請求すること。

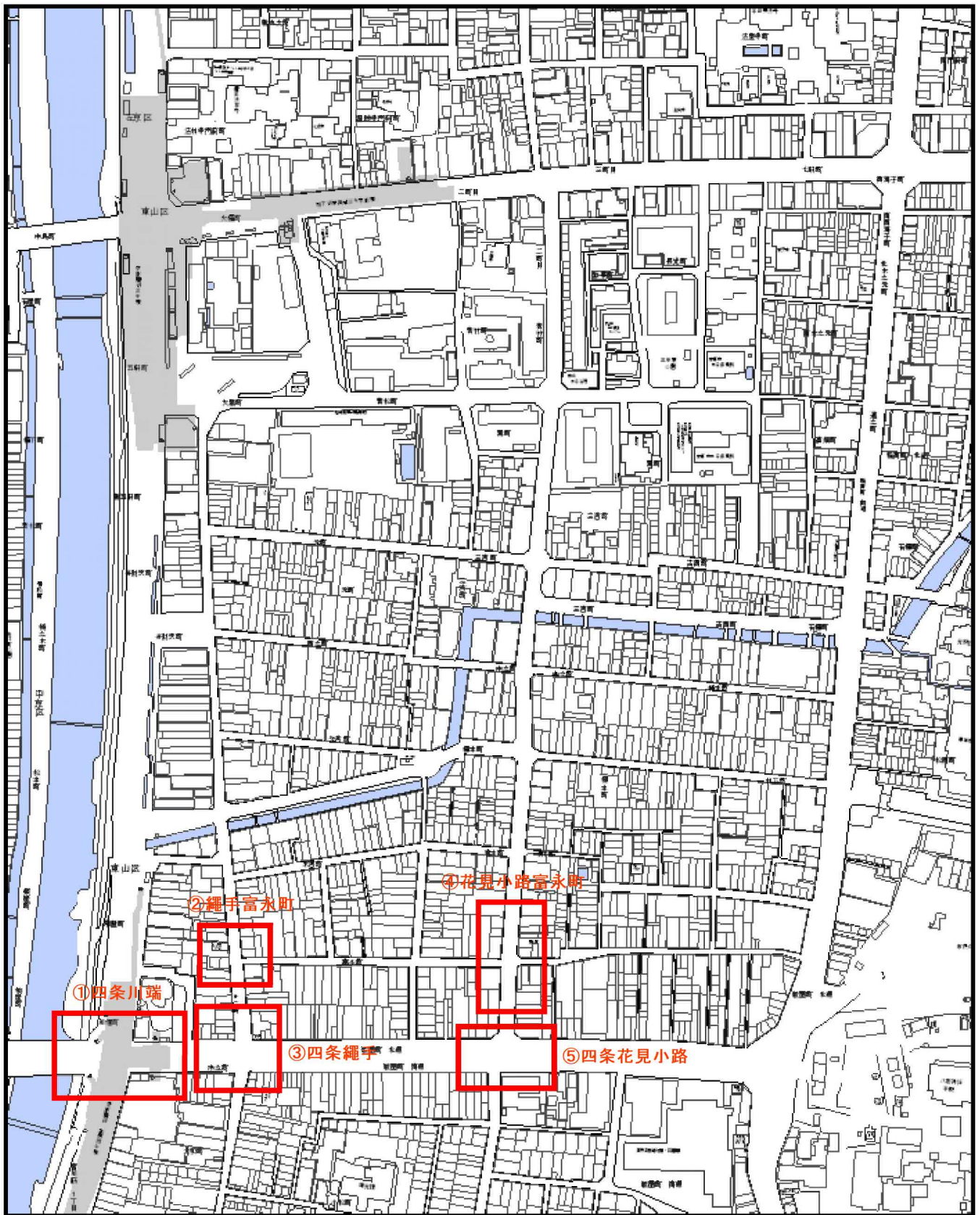
## 11 関係法令の遵守

調査に当たっては、道路交通法等の関係法令を遵守し、一般通行者等の通行の支障とならないよう注意しなければならない。

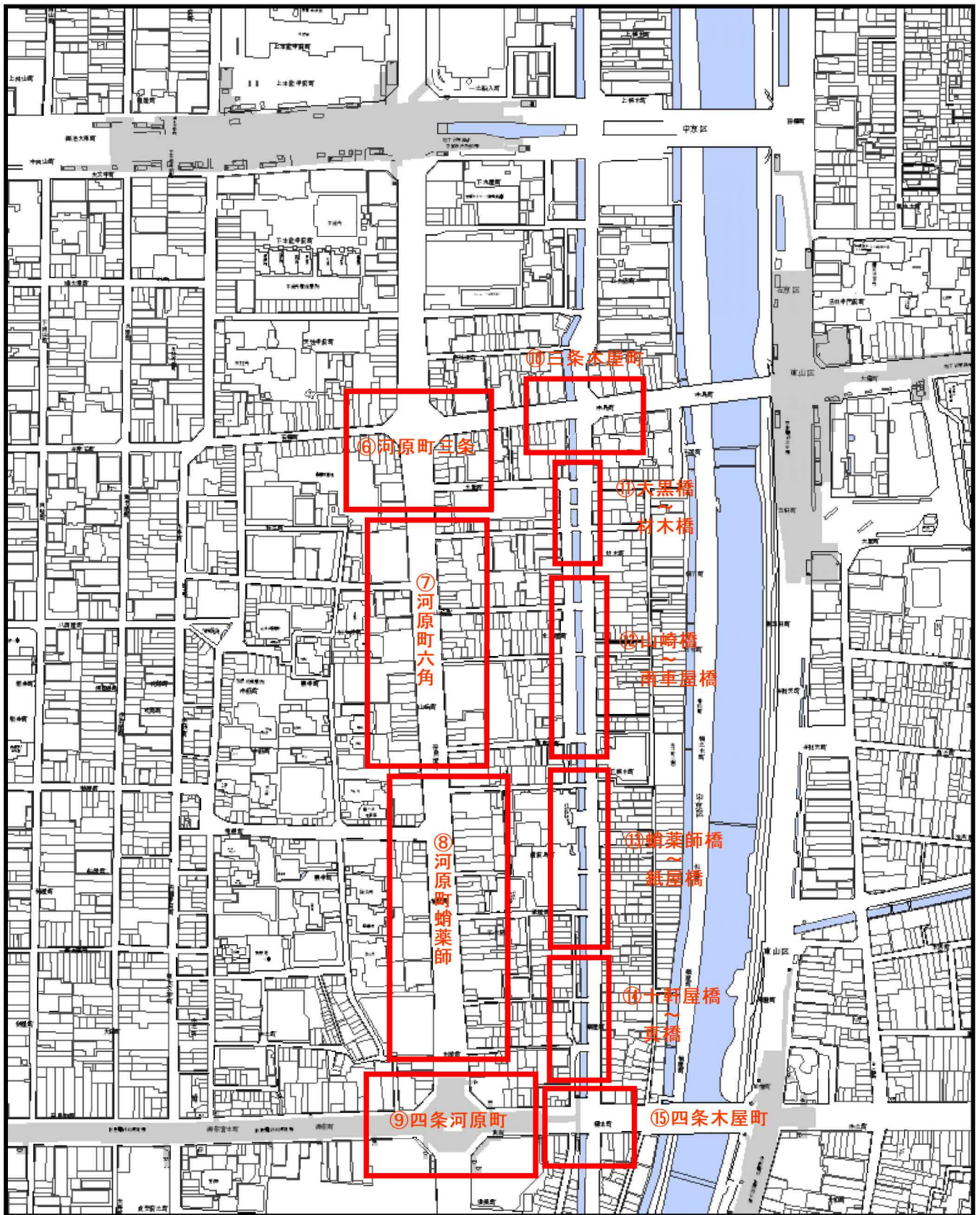
## 12 その他

- (1) 調査の実施に当たり必要となる備品等は、受託者が用意するものとする。
- (2) 降雨等により調査に支障がでると判断されるときは、「実施計画」に記載した実施日を順延するものとする。  
その場合、前々日の午後6時までに当課から受託者に連絡するものとし、代替日については別途協議のうえ決定するものとする。
- (3) 調査においては、調査員は、目立ちにくい私服を着用することとし、行為者に警戒心を与えないよう、原則、記録等は行為者から離れてさり気なく行うこと。
- (4) 受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。
- (5) その他本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、受託者と協議のうえ、当課が指示するものとする。

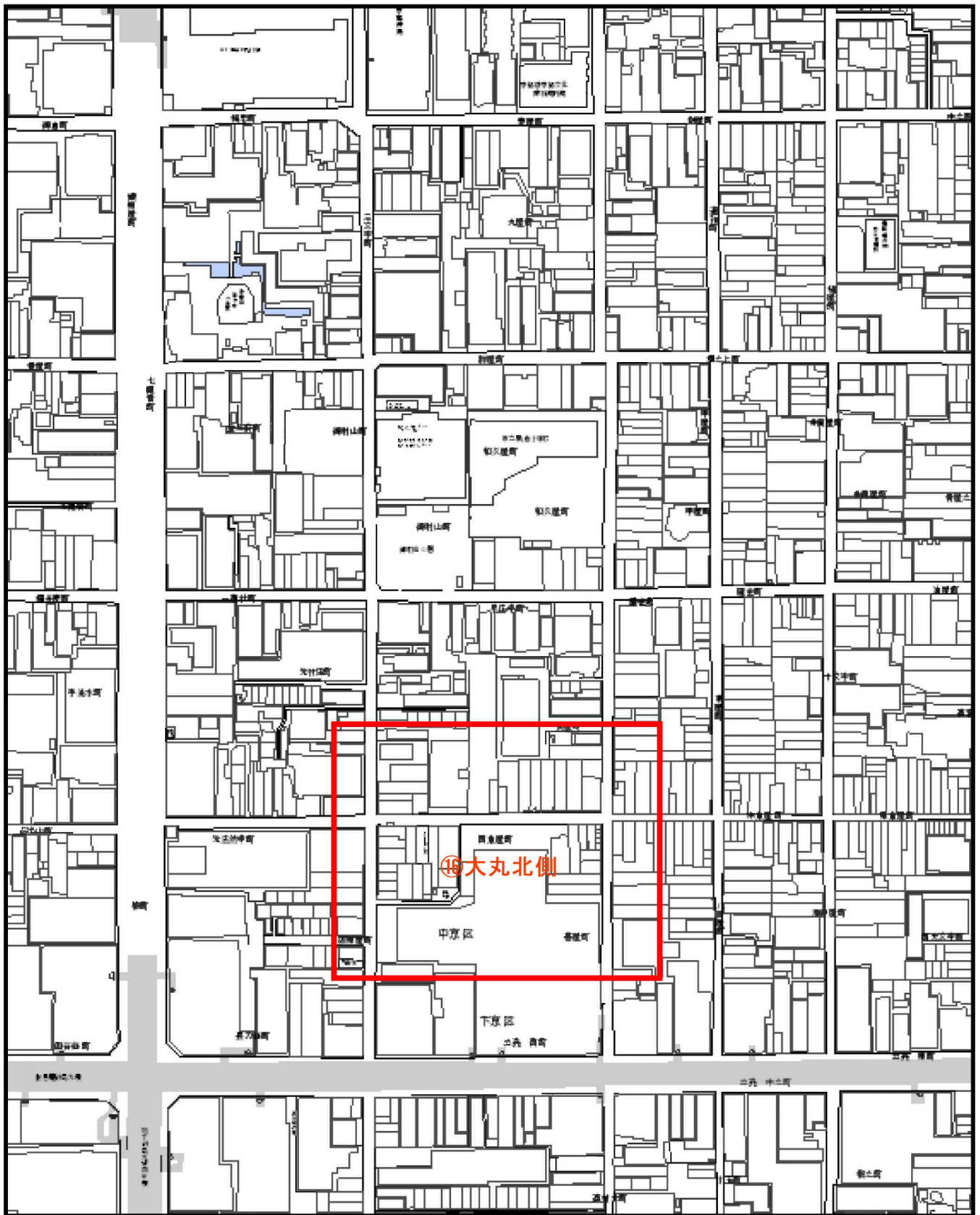
# 祇園区域



# 河原町区域

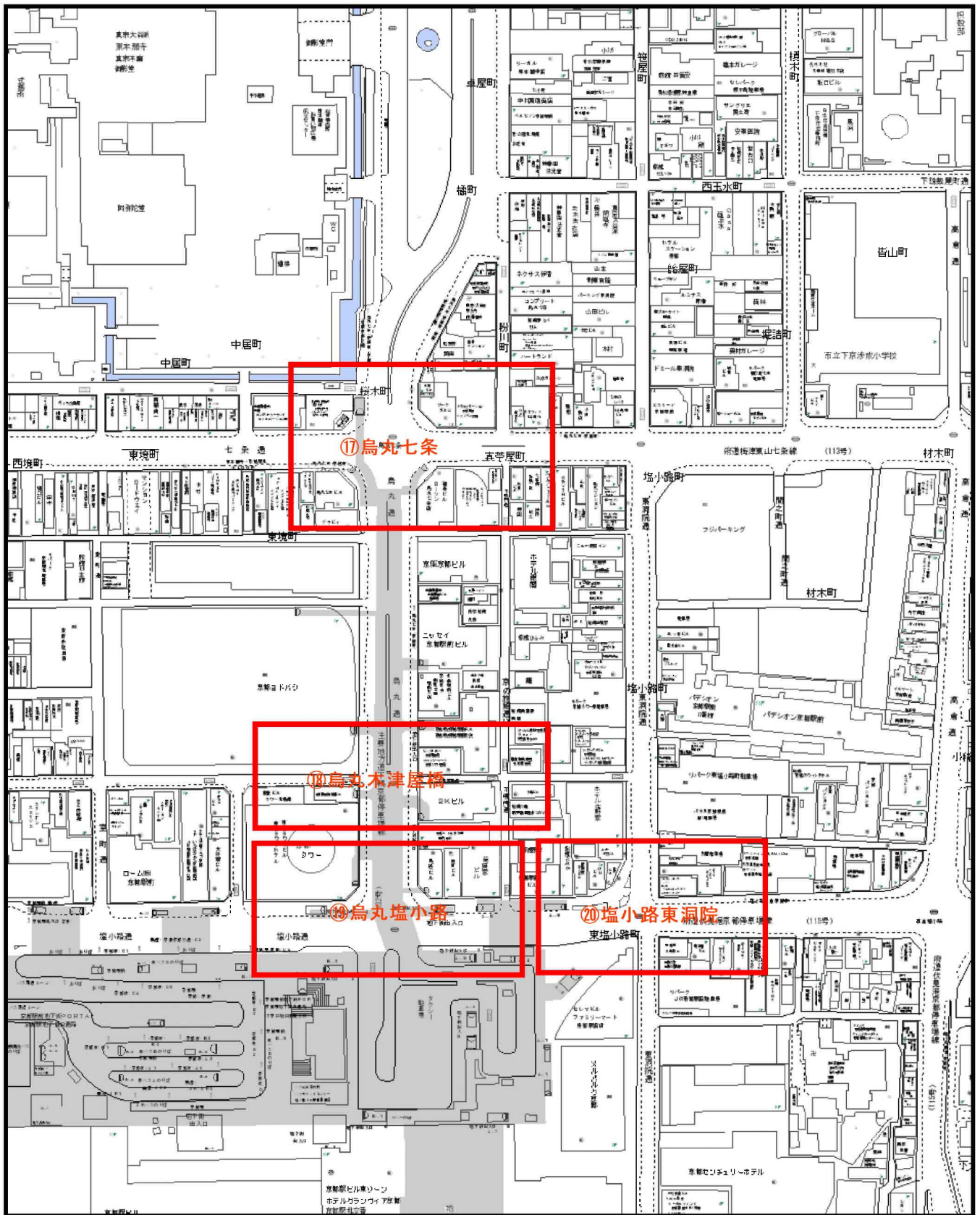


東洞院錦小路周辺区域





# 京都駅北側周辺区域





調査票 様式

実施日:( ) 天候:( ) 調査箇所番号:( )

時間	居酒屋等の飲食店				カラオケ店				その他			
	公道等		私有地		公道等		私有地		公道等		私有地	
	客引き	チラシ等	客引き	チラシ等	客引き	チラシ等	客引き	チラシ等	客引き	チラシ等	客引き	チラシ等
午後 6時台												
午後 7時台												
午後 8時台												
午後 9時台												
午後10時台												
合計												
平均												

調査箇所図記入例

